別記様式5

被	認	定	番	号	秋田県公安委員会 第230474号	
処分	自動車運転代行業者の名称または記号				ファースト代行 細谷 昭	
者	主たる営業所が所在する 市区町村				秋田県由利本荘市	
処	分 年 月 日			令和7年6月3日		
処	分	内	容	指示処分		
処	分	理	由	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12 条に 規定する損害賠償責任保険(共済)契約を締結していたもの の、保険(共済)掛金の未払いにより保険(共済)契約が失効 した状態で、自動車運転代行業を行った。		
根	拠	法	令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 12 条違反		
処分を行った都道府県 秋田県				秋田県	1	